

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、事業継続支援給付金を支給します。



市ホームページ▶

▶支給要件

次の①～⑤の全てに該当する人が対象です。

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）20%以上減少していること
- ②令和3年2月1日時点で、市内に本社または本店を有する法人、または市内に住所を有する個人事業主
- ③令和2年12月末までに創業し、引き続き事業を継続する意思があること
- ④令和元年12月末時点までに納期限が到来した市税に滞納がないこと
- ⑤各市町の営業時間短縮要請協力金（76万円）を受給していないこと

▶支給額

令和3年1月または2月の売上高の対前年比（または対前々年比）

- ・20%以上50%未満減少 → 10万円
- ・50%以上減少 → 20万円

▶申請期限

7月30日（金） ※当日消印有効

▶申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、できるだけ郵送での申請をお願いします。

※申請書および申請要領は商工振興課、農林課などに設置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます

▶問い合わせ先 商工振興課

地籍調査へ協力をお願いします

▶地籍調査とは

法務局の土地の記録や図面の約半分は、明治時代に作成された地図をもとに加除修正されたもので、実態と異なっている場合があります。正確な土地の記録や図面を整備するため、旧島原市の安中地区から地籍調査を実施しています。

地籍調査は、土地一筆ごとに所有者・地番・地目・面積などを調査するため、皆さんの協力が必要です。

※旧有明地区の地籍調査は完了しています

説明会開催などの通知は、登記簿上の所有者に通知します。贈与や売買などで所有者が変わっている場合は、早めに法務局で所有権移転登記の手続きをお願いします。

▶一筆地調査実施地区（立ち会い実施地区）

崩山町、湖南町の全部、新山一丁目、西八幡町、八幡町、坂上町、坂下町、白土町、湊道二丁目の各一部

▶調査結果閲覧実施地区

昨年度一筆地調査実施地区が対象です。

新山三丁目の全部、新山一丁目、新山二丁目、新山四丁目の各一部

▶地籍調査事業ではできないこと

所有権の移転（交換・売買・相続など）に関すること。

▶問い合わせ先 契約管財課

地籍調査の主な流れ

1. 地元説明会への出席



説明会の日時・場所を案内しますので、出席をお願いします

2. 一筆地調査の立ち会い



現地での立ち会いが必要となります。日時は事前にお知らせします

3. 地籍測量



一筆地調査で確認済みの境界測量をします

4. 地籍調査完了結果の閲覧



地籍調査完了後、調査結果の閲覧をお願いします（市が指定する20日間）